

大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱

第1条 大阪府は、私立高等学校等に在学する全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得者世帯の保護者等に大阪府私立高等学校等奨学のための給付金(以下「奨学給付金」という。)を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とするため、予算の定めるところにより、奨学給付金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和**45**年大阪府規則第**85**号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 奨学給付金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長(以下「教育長」という。)」と読み替えるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成**22**年法律第**18**号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)のうち、国(独立行政法人通則法(平成**11**年法律第**103**号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成**15**年法律第**118**号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)以外の者の設置する高等学校等をいう。

2 この要綱において「生徒」とは、法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者(同項に規定する支援対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。)又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象となる者のうち、平成**26**年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学した者で、基準日に高等学校等に在学する者(基準日に休学している者のうち、当該年度の3月1日までに復学していない者を除く。)をいう。ただし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成**11**年4月**30**日厚生省発児第**86**号)」による措置費等の支弁対象となる生徒であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の生徒を除く)が措置されている者を除く。

3 この要綱において「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に規定する保護者等のうち、大阪府内に住所を有する者をいう。

4 この要綱において「基準日」とは、毎年7月1日をいう。

(支給の対象)

第3条 教育長は、別表に定める生徒の保護者等に対し、予算の定めるところにより、授業料以外の教育に必要な経費に充てることを条件に、生徒区分に応じて別表に定める金額を支給する。

(支給の回数)

第4条 奨学給付金の支給は、生徒ひとりにつき、毎年度1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に在学する生徒については通算4回)を上限とする。なお、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象となる者としての支給は、通算2回を上限とする。

(設置者への奨学給付金の受給の申請等の委任)

第5条 大阪府が設置を認可する高等学校等(以下「府認可校」という。)に在学する生徒の保護者等は、奨学給付金の受領及び受領に必要な事務手続きについては、生徒が在学する府認可校の設置者(以下「設置者」という。)に委任することができる。

(受給の申請)

第6条 奨学給付金の支給を受けようとする保護者等で、生徒が府認可校に在学する保護者等は、奨学のための給付金受給申請書(様式第1号の1)に、次の各号に掲げる書類を添えて、年度ごとに、設置者に、その定める期日までに提出しなければならない。

一 別表の生徒区分1に該当する生徒 生活保護受給証明書(生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われていることが確認できるもの)

二 別表の生徒区分2に該当する生徒 保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が非課税であることを確認できる通知書又は証明書及び生徒本人の健康保険証の写し

三 別表の生徒区分3に該当する生徒 保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が非課税であることを確認できる通知書又は証明書並びに生徒本人及び兄弟姉妹の健康保険証の写し

四 別表の生徒区分3に該当する生徒のうち、基準日において、保護者等に扶養されている23歳以上の兄姉がいる世帯の生徒又は15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている通信制の高等学校に通う弟妹がいる世帯の生徒 第三号に掲げる書類に加えて当該兄弟姉妹の在学証明書

五 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 前項の受給の申請を受けた設置者は、保護者等から提出のあった申請に係る書類等を、教育長に、その定める期日までに提出しなければならない。

3 設置者は交付申請書(様式第3号)を、教育長に、その定める期限までに提出しなければならない。

4 前三項の規定に関わらず、奨学給付金の支給を受けようとする保護者等で、大阪府外の都道府県が設置を認可する高等学校等(以下「他府県認可校」という。)に在学する生徒の保護者等は、奨学のための給付金受給申請書(様式第1号の2)に、第1項第1号から第5号に掲げる書類に加え、奨学給付金の振込口座の通帳等の写しを添えて、年

度ごとに、教育長に、その定める期日までに提出しなければならない。

5 第2条第2項中、基準日に休学している者のうち、当該年度の3月1日までに復学した者について、第2項から第4項に規定する「その定める期日」とあるのは、「復学した日の翌日から起算して15日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日」に読み替えるものとする。

(奨学給付金の支給又は不支給の決定及び通知)

第7条 教育長は、前条第1項又は第4項の規定による受給の申請があったときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、奨学給付金を支給すべきものと認められた場合は、その内容及びこれに付した条件を、支給すべきものと認めなかった場合は、その内容及び理由を、設置者又は保護者等に通知するものとする。

2 前項の規定に基づき通知を受けた設置者は速やかに保護者等に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 保護者等は、次に掲げる事項を変更したときは、奨学のための給付金申請事項変更届(様式第2号)に関係書類を添え、教育長又は設置者に届け出なければならない。

- 一 住所及び氏名に関する事項
- 二 保護者等の所得に関する事項
- 三 奨学給付金の受給の方法に関する事項

(支給の変更及び通知)

第9条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定による教育長の承認を受けようとする設置者は、あらかじめ給付金変更交付申請書(様式第4号)に関係書類(以下「変更交付申請書等」という。)を添えて、教育長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

2 教育長は、前項の変更交付申請書等の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。

3 教育長は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付すことができるものとする。

4 教育長は、第2項の規定に基づく補助金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を設置者に通知するものとする。

(奨学給付金の支給の条件)

第10条 奨学給付金の支給の決定に付する条件は、次に掲げるものとする。

一 保護者等は、第8条各号の事項を変更したときは、その旨を速やかに教育長又は設置者に届け出なければならない。

二 設置者又は保護者等は、奨学給付金に関しての調査又は報告を教育長から求められ

たときは、これに従わなければならない。

三 奨学給付金の支給にあたり、併給調整が必要な他の奨学金等がある場合、教育長は、当該奨学金の給付事業者（大阪府内の市町村に限る。）からの求めに対し、必要に応じて奨学給付金の支給状況（支給予定を含む。）等を提供することができる。

（支給事業の実施）

第 11 条 奨学給付金の交付を受けた設置者は速やかに、保護者等に対して支給しなければならない。

2 交付を受けた設置者は、第 1 項の規定により奨学給付金を受領した際は、その全額を保護者等に支給するものとする。

3 設置者は、保護者等から授業料以外の学校納付金債権と相殺する旨の委任により、前項の規定に関わらず、教育長から受領した奨学給付金を授業料以外の学校納付金債権と相殺することができる。

（実績報告）

第 12 条 設置者は、規則第 12 条の規定による報告は、実績報告書（様式第 5 号）の交付を受けた年度の 3 月 31 日までに、教育長に提出することにより行わなければならない。

（額の確定及び通知）

第 13 条 教育長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る奨学給付金の支給の実施結果が、支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第 13 条の規定により奨学給付金の額を確定し、設置者へ通知するものとする。

（支払）

第 14 条 奨学給付金の支払は、原則として前条の規定により交付すべき奨学給付金の額を確定した後に行うものとする。ただし、教育長が必要であると認める場合は、奨学給付金の全部又は一部について概算払することができる。

2 前項ただし書きの規定による奨学給付金の交付を受けようとする設置者は、奨学給付金支払請求書（様式第 6 号）を教育長に提出しなければならない。

（支給決定の取消等）

第 15 条 教育長は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第 7 条に規定する支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 設置者又は保護者等が、法令、本要綱、奨学給付金の支給の決定の内容及びこれに付した条件又は法令等に基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合

二 設置者又は保護者等が、奨学給付金の受給に関して虚偽の申告その他不正な行為を

行った場合

三 支給の決定後生じた事情の変更等により、奨学給付金の全部又は一部が必要なくなった場合

2 教育長は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、設置者又は保護者等に対し、支給した奨学給付金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から **20** 日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 **10.95%** の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 教育長は、第1項第1号及び第2号の事由に該当することを理由として支給の決定を取り消し又は変更し、第2項の規定による奨学給付金の返還を命ずる場合には、設置者又は保護者等に対し、当該命令に係る奨学給付金を保護者等が受領した日から、当該命令により返還すべき奨学給付金を保護者等が納付するまでの期間に応じて、年利 **10.95%** の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

6 前項の規定に基づく加算金の納付については、第3項及び第4項の規定を準用する。

7 教育長は、第4項から第6項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。

(不支給決定の取消)

第16条 教育長は、不支給決定をした場合において、その後に新たに判明した事実により別表に定める生徒区分に該当することを知ったときは、既に行った不支給決定を取消し、新たに支給決定を行うことができる。

(設置者の責務)

第17条 設置者は、奨学給付金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、奨学給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 **28** 年 5 月 **13** 日から施行し、平成 **28** 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 **29** 年 6 月 **12** 日から施行し、平成 **29** 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 25 日から施行し、平成 30 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 26 日から施行し、平成 30 年度の事業から適用する。

別表

生徒区分（基準日現在）	課程区分	支給年額
1 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が行われている世帯の生徒	全日制 定時制 通信制	52,600 円
2 保護者等の全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯で、当該世帯に扶養されている生徒（1 及び 3 の場合を除く。）	全日制 定時制	89,000 円
	通信制	38,100 円
3 保護者等の全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯で、当該保護者等に扶養されている兄弟姉妹で 2 人目以降の生徒及び当該保護者等に扶養されている生徒以外に 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の生徒（1 の場合を除く。）	全日制 定時制 （通信制は対象外）	138,000 円